明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○政治資金規正法の一部を改正する法律（一）　三
○政治資金規正法等の一部を改正する法律（二）　五
○政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（三）　六
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（四）　七
○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（五）　九

〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一）　八
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**三）　八
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**同**四）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一〇
裁判所
破産、免責関係　一二
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一三五
会社その他
会社決算公告　一三六

本号で公布された法令のあらまし

◇政治資金規正法の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

1　渡切りの方法による経費支出の禁止

㈠　政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとした。（第八条の二の二関係）

㈡　政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこととした。（第二条第三項関係）

㈢　㈠に伴い、政策活動費を充ててした支出の項目別の金額及び年月の収支報告書への記載に係る規定（政治資金規正法第一三条の二）及び政策活動費の使用状況の公開等に関する制度の検討に係る規定（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六四号）第一四条）を削除することとした。

2　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇政治資金規正法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　政治資金規正法の一部改正関係

1　収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

㈠　政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化

政党本部又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとした。（第一四条第三項関係）

㈡　収支報告書に係るデータベースを用いた公表

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこととした。（第二〇条第五項関係）

2　外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

㈠　政治資金パーティーの対価支払関係

(1)　何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこととした。

(2)　外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこととした。

(3)　政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとした。（第二二条の八第四項及び第六項関係）

㈡　政治活動に関する寄附関係

外国人・外国法人等が政治活動に関する寄附をすることについても、㈠(2)と同様の規定を設けることとした。（第二二条の五第三項関係）

二　租税特別措置法の一部改正関係

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとした。（第四一条の一八関係）

三　附則

１　政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割額相当額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の公布の日後一年以内を目途として講ずるものとした。（附則第一〇条関係）

２　施行期日

この法律は、令和九年一月一日から施行することとした。ただし、㈠及び㈡に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　１の規定　公布の日

㈡　二の規定　令和八年一月一日

◇政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（法律第三号）（総務省）

１　趣旨

この法律は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるものとすることとした。（第一条関係）

２　政治資金監視委員会等の設置

㈠　政治資金監視委員会の設置

(1)　設置

政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとした。（第二条関係）

(2)　組織、任命等

イ　委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとした。（第三条関係）

ロ　委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、㈡の両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとした。（第四条関係）

ハ　イ・ロのほか、委員長及び委員の身分保障及び服務並びに事務局の設置について定めるものとした。（第五条～第七条関係）

(3)　監視等

委員会は、次に掲げる事務を行うものとした。（第八条関係）

イ　国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。

ロ　政治資金の制度に関する提言を行うこと。

ハ　イ・ロの事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(4)　説明又は資料提出の要求等

イ　委員会は、(3)の事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとした。（第九条第一項関係）

ロ　委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとした。（第九条第二項関係）

ハ　委員会は、ロの措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとした。（第九条第三項関係）

(5)　両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、㈡の両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとした。（第一〇条関係）

㈡　両院合同協議会の設置

(1)　設置

委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、両院合同協議会（政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会）を置くものとした。（第一一条関係）

(2)　国政調査

イ　両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとした。（第一二条第一項関係）

ロ　国会法第一〇四条の規定（報告又は記録提出の要求等）は、イの国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとした。（第一二条第二項関係）

３　その他の政治資金の透明性を確保するための措置

㈠　照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備

国は、別に法律で定めるところにより、収支報告書の記載方法等について、政治団体の会計責任者等からの照会及び相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うための体制を整備するものとした。（第一三条関係）

㈡　関係者への周知

国は、２の㈠(1)の法律、２の㈡(1)の法律及び３の㈠の法律の円滑な施行のため、これらの法律の趣旨及び内容について、関係者に十分な周知を図るものとした。（第一四条関係）

４　財政措置等

２の㈠(1)の法律の施行に必要となる人員については、国会職員の定員に上乗せして確保されることとするとともに、当該法律の施行に必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとした。（第一五条関係）

５　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四号）（デジタル庁）

１　内閣総理大臣は、クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）を適切かつ効果的に活用した公共情報システム（国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムをいう。）の効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、公共情報システムの整備又は運用において国と国以外の当該整備又は運用を行う者が共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一八条第一項関係）

2　国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、1の措置を通じて国と国以外の者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス（以下「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。）を利用することについて検討を行い、その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならないこととし、国の行政機関等以外の行政機関等は、これに準じた取組を行うよう努めなければならないこととした。（第一八条第二項及び第三項関係）

3　内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等に対して、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第一八条第四項関係）

4　内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者との契約において、国以外の者が当該事業者に支払うべき当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該国以外の者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の国以外の者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができることとした。（第一九条関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

1　地方公務員について、部分休業制度において一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとした。（第一九条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

政治資金規正法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第一号

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　政治資金の収支の報告に当たつては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（渡切りの方法による支出の禁止）

第八条の二の二　政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

第十三条の二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（関係法律の整備）

第四条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

政治資金規正法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二号

政治資金規正法等の一部を改正する法律

（政治資金規正法の一部改正）

第一条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ヘ中「並びに当該」を「、当該」に改め、「及び年月日」の下に「並びに当該対価の支払をした者が第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を加える。

第十二条第一項第一号ト中「並びに当該」を「、当該」に改め、「年月日」の下に「並びに当該対価の支払をした者が第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を加える。

第十四条の見出し中「添付」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

３　政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の提出及び第一項の規定による書面の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うものとする。

第十六条第二項中「第二十二条の五第二項」の下に「第二十二条の八第四項において準用する場合を含む。」を加える。

第十八条の二第一項中「、第十六条第二項」を削り、同条第二項中「「第十八条の二第四項」と」の下に「、同条第二項中「第二十二条の五第二項（第二十二条の八第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の五第二項」と」を加える。

第十九条の十五中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する」を削る。

第二十条第三項中「いう」の下に「。第五項において同じ」を加え、同条に次の三項を加える。

５　第一項の場合において、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第十四条第三項又は第十九条の十五の規定により電子情報処理組織を使用する方法により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出された第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に係るデータベース（当該報告書に記載された事項（個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条及び第二十条の三第三項において同じ。）を整備し、当該データベースをインターネットを通じて一般の利用に供しなければならない。

６　データベースにおける第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項に関する情報の提供は、第一項後段の規定により同項後段の日までに公表される第十二条第一項の規定による報告書に係る情報にあつては当該日の属する年の十二月三十一日までに、当該報告書以外の同項又は第十七条第一項の規定による報告書に係る情報にあつては第一項の規定により当該報告書が公表された日以後遅滞なく、それぞれ開始するものとし、同項の規定によりこれらの報告書が公表された日以後三年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

７　都道府県の選挙管理委員会は、総務大臣の求めに応じ、第五項の規定によるデータベースの整備のために必要な事項を通知しなければならない。

第二十条の三第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を、「収支報告書等」の下に「又は第二十条第七項の規定により通知した事項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　データベースに係る第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項に関する情報で第二十条第六項の規定により提供が開始される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該報告書に記載された事項に関する情報の提供が開始される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

４　前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があった日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第六項の規定により同条第五項のデータベースにおける同法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（次条において単に「報告書」という。）に記載された事項に関する情報の提供が開始された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第六項の規定により同条第五項のデータベースにおける報告書に記載された事項に関する情報の提供が開始された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

第二十二条の五第一項中「もの」の下に「（以下この条及び第二十二条の八第六項において「外国人等」という。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項本文に規定する者」を「外国人等」に、「同項ただし書に規定するものは」を「前項ただし書に規定する者であるもの（以下この項及び次項において「特例上場日本法人」という。）は」に、「同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するもの」を「特例上場日本法人」に改め、同条に次の一項を加える。

３　外国人等（特例上場日本法人を除く。以下同じ。）は、外国人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽つて政治活動に関する寄附をしてはならない。

第二十二条の八第四項中「第二十二条の六第一項及び」を「第二十二条の五、第二十二条の六第一項及び」に改め、「おいて」の下に「、第二十二条の五第一項本文中「政治活動に関する寄附」とあり、同項ただし書中「寄附」とあり、及び同条第二項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、同項中「当該寄附」とあるのは「当該対価の支払」と、同条第三項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「当該対価の支払」と」を加え、同条に次の一項を加える。

６　政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとする。

第三十二条の二中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する」を削る。

第三十三条の二第一項第一号中「第二十条」を「第二十条第一項から第四項まで及び第七項」に改める。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「から第三項まで」を削る。

附則第五条第四項中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改め、「「報告書」とあるのは「住所限定報告書」と」の下に「、同条第六項中「当該報告書が」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書が」と、「これらの報告書」とあるのは「これらの報告書に係る住所限定報告書」と」を加える。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第十六条第一項を削り、同条第二項中「次項において「寄附金控除の特例等」という。」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十八第一項中「なるもの及び」を「なるもの、」に改め、「認められるもの」の下に「及び公職の候補者（同法第三条第四項に規定する公職の候補者をいう。）が特定政党支部（同条第二項に規定する政党の支部で公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうちその代表者が当該公職の候補者であるものをいう。）に対してするもの」を加え、「（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から」を「第八十六条から」に、「第四号ロの」を「同号ロの」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定並びに附則第九条及び第十条の規定　公布の日

二　第三条の規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定　令和八年一月一日

（会計帳簿の記載等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下「新政治資金規正法」という。）第九条第一項第一号ヘ及び第十二条第一項第一号ト（新政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開催される政治資金パーティー（新政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーをいう。以下この条及び附則第四条において同じ。）の対価に係る収入（新政治資金規正法第四条第一項に規定する収入をいう。以下この条において同じ。）で施行日以後に収受されるものについて適用し、施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日前に収受されたものについては、なお従前の例による。

（データベースの整備等に関する経過措置）

第三条　新政治資金規正法第二十条第五項から第七項までの規定は、新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書にあっては施行日以後に提出すべき期間が開始する当該報告書に記載された事項に関する情報について、新政治資金規正法第十七条第一項の規定による報告書にあっては施行日から起算して一年が経過した日以後に提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に記載された事項に関する情報について適用する。この場合において、令和十年三月三十一日までの間に新政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された新政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に係る新政治資金規正法第二十条第六項の規定の適用については、同項中「当該日の属する年の十二月三十一日」とあるのは「令和十年四月一日」と、「第一項の規定により当該報告書が公表された日」とあるのは「同日」と、「同項の」とあるのは「第一項の」とする。

（政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置）

第四条　新政治資金規正法第二十二条の八第四項において準用する新政治資金規正法第二十二条の五の規定及び新政治資金規正法第二十二条の八第六項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で、施行日以後に支払を受け又は支払をするものについて適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十八第一項及び第二項の規定は、個人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支出する同法第四十一条の十八第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金について適用し、個人が同日前に支出した第三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の項第一号イ中「第二十条、」を「第二十条第一項から第四項まで及び第七項、」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第七条　政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「から第十四条まで」を「及び第十四条」に改める。

第十八条第一項中「、第十三条の二（前条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十八条の二第一項中「、第十三条の二」を削る。

第二十五条第一項第二号中「、第十三条の二第二項」を削る。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、第十三条の二第二項、同条第四項において読み替えて適用する第十二条第一項」を削る。

附則第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで　削除

（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置）

第十条　政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第二項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後一年以内を目途として講ずるものとする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三号

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　政治資金監視委員会等の設置
第一節　政治資金監視委員会の設置（第二条―第十条）
第二節　政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の設置（第十一条・第十二条）
第三章　その他の政治資金の透明性を確保するための措置（第十三条・第十四条）
第四章　財政措置等（第十五条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるものとする。

第二章　政治資金監視委員会等の設置

第一節　政治資金監視委員会の設置

（設置）

第二条　政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

（組織）

第三条　委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとする。

（委員長及び委員の任命）

第四条　委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両院合同協議会（第十一条に規定する両院合同協議会をいう。第十条において同じ。）の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとする。

（委員長及び委員の身分保障）

第五条　委員長及び委員は、心身の故障のため職務の遂行ができないこと又は職務の執行上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があったことについて両議院の議決があったときを除いては、罷免されることはないものとする。

（委員長及び委員の服務）

第六条　委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とするものとする。

２　委員長及び委員は、不偏不党かつ公平中正にその職務を行わなければならないものとする。

３　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならないものとする。

４　委員長及び委員は、他の官職を兼ね、又は公選による公職の候補者となり、若しくは公選による公職と兼ねてはならないものとする。

（事務局）

第七条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとする。

（監視等）

第八条　委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。次条第二項において単に「国会議員関係政治団体」という。）の収支報告書（同法第十二条第一項の報告書をいう。次条第二項及び第十三条において同じ。）の記載の正確性に関する監視を行うこと。

二　政治資金の制度に関する提言を行うこと。

三　前二号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

（説明又は資料提出の要求等）

第九条　委員会は、前条に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとする。

２　委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとする。

３　委員会は、前項の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとする。

（両院合同協議会に対する国政調査の要請）

第十条　委員会は、特に必要があると認めるときは、両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとする。

第二節　政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の設置

（設置）

第十一条　委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（次条において「両院合同協議会」という。）を置くものとする。

（国政調査）

第十二条　両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとする。

２　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条の規定は、前項の国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとする。

第三章　その他の政治資金の透明性を確保するための措置

（照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備）

第十三条　国は、別に法律で定めるところにより、収支報告書の記載方法等について、政治団体の会計責任者等からの照会及び相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うための体制を整備するものとする。

（関係者への周知）

第十四条　国は、第二条に規定する法律、第十一条に規定する法律及び前条に規定する法律の円滑な施行のため、これらの法律の趣旨及び内容について、関係者に十分な周知を図るものとする。

第四章　財政措置等

第十五条　第二条に規定する法律の施行に必要となる人員については、国会職員の定員に上乗せして確保されることとするとともに、当該法律の施行に必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月八日

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十九条」に、「第十八条―第二十一条」を「第二十条―第二十三条」に改める。

第四条第一項中「単に」を「この節において単に」に改める。

第六条第一項中「含む。」の下に「第十八条第一項を除き、」を加える。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第四章中第十七条の次に次の二条を加える。

（公共情報システムの整備等におけるクラウド・コンピューティング・サービスの共同利用）

第十八条　内閣総理大臣は、クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。以下この項及び次項において同じ。）を適切かつ効果的に活用することにより公共情報システム（国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、公共情報システムの整備又は運用において国と国以外の当該整備又は運用を行う者（次項及び次条第一項において「公共情報システム整備運用者」という。）とが共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするために当該共同利用の条件に関する契約の締結その他の必要な措置を講じなければならない。

2　国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、前項の規定に基づき講ずる措置を通じて国と公共情報システム整備運用者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス（以下この条及び次条第一項において「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。）を利用することについて検討を行い、その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならない。

3　国の行政機関等以外の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、国の行政機関等が前項の規定に基づいて行う検討及び公共情報システムの整備に準じて、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する検討及びその結果に基づく当該公共情報システムの整備に係る取組を行うよう努めなければならない。

4　内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等が行う前項の取組を支援するため、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭の保管）

第十九条　内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者との契約において、公共情報システム整備運用者が当該事業者に支払うべき当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該公共情報システム整備運用者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の公共情報システム整備運用者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができる。

2　前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3　内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律目次の改正規定中「・第十七条」を「―第十九条」に、「第十八条―第二十一条」を「第二十条―第二十三条」に、「・第二十二条」を「―第二十四条」に、「第二十三条―第二十六条」を「第二十五条―第二十八条」に改め、同法第五条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第六条第一項中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第二条のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十一条を同法第二十六条とし、同法第二十条を同法第二十五条とし、同法第十九条を同法第二十四条とし、同法第十八条の前の見出しを削り、同条を同法第二十三条とする改正規定中「第二十一条を第二十六条」を「第二十三条を第二十八条」に、「第二十条を第二十五条」を「第二十二条を第二十七条」に、「第十九条を第二十四条」を「第二十一条を第二十六条」に、「第十八条」を「第二十条」に、「第二十三条」を「第二十五条」に改め、同法第四章中第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とする改正規定中「第十七条を第二十二条」を「第十九条を第二十四条」に、「を第二十一条とし」を「から第十八条までを五条ずつ繰り下げ」に改める。

附則第十三条のうちデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に一号を加える改正規定中「第二十三号を第二十四号」を「第二十四号を第二十五号」に、「第二十号から第二十二号」を「第二十一号から第二十三号」に、「第十九号」を「同項第二十号中「第十八条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号」に改める。

附則第十四条のうち復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項の改正規定中「第二十条」を「第二十二条」に、「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第三条　デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十八条第二項に規定する共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用に関すること。

（復興庁設置法の一部改正）

第四条　復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「。次項において同じ。」を加え、「条例の」を「条例で」に改め、「（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあっては、三歳」を削り、「一部（一時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条中第三項を第六項とし、同条第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、条例で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一　一日につき二時間を超えない範囲内

二　一年につき国家公務員育児休業法第二十六条第二項第二号の規定により人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

３　前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

４　第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　次条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　職員は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第十九条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第一項に規定する部分休業をいう。以下この条において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新法第十九条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第四条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂